

## 海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

## 3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期間)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
59	海田市(R8)産業廃棄物処理	陸上自衛隊海田市 駐屯地	8.9.30	8.6.3	8.6.10 09時00分	8.6.10 09時00分	無し	市価調査書期限 8.6.9 12時00分
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先  
〒736-0053  
住所: 広島県安芸郡海田町寿町2-1  
契約機関名(担当): 陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)  
電話番号(内線): 082-822-3101(内2343)  
FAX番号: 082-823-4226  
仕様書の内容に関するお問い合わせ先: 082-822-3101(内2316)

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

令和 8 年 月 日

### 市場価格調査書

件名リスト一連番号	59
-----------	----

#### 単価

(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	予定数量	単価	備考
海田市(R8)産業廃棄物処理	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		履行期間	8.9.30	
契約保証金	免除	見積書有効期間			

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努めるため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。上記の市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信をお願いします。

FAX:082-823-4226

仕様書の内容に関するお問い合わせ先:082-822-3101(内2316)

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊海田市駐屯地  
第350会計隊長 松尾 文親 殿

担当:陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

印

見 積 書

件名リストー連番号	59
-----------	----

単価  
(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規格	単 位	予定数量	単 価	備 考
海田市(R8)産業廃棄物処理	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		履行期間	8.9.30	
契約保証金	免除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

仕様書の内容に関するお問い合わせ先:082-822-3101(内2316)  
令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊海田市駐屯地  
第350会計隊長 松尾 文親 殿

担当:陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名



## 陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 2
役務名称	海田市 (R8) 産業廃棄物処理	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 8年 5月 18日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊

1 役務場所  
 広島県安芸郡海田町寿町2番1号 (陸上自衛隊海田市駐屯地)

2 役務期間  
 契約締結日～令和8年9月30日  
 ただし、収集は令和8年6月30日までを標準とする。

3 役務概要

種別	内容	数量	備考
産業廃棄物 収集 (積込)・ 運搬・処分	(1) 木くず	1 m <sup>3</sup>	数量は概算数量とし、 実数量はマニフェスト 記載数量とする。
	(2) 廃プラスチック	5 m <sup>3</sup>	
	(3) ガラス・陶磁器・保温材くず	1 m <sup>3</sup>	
	(4) 廃石膏ボード	1.5 m <sup>3</sup>	
	(5) 混合廃棄物 (木・プラ・金属他)	10 m <sup>3</sup>	

4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書、関係諸法令及び係官の指示に基づき誠実に実施すること。
- (2) 本役務において、仕様書に記載なき事項といえども技術上当然実施すべきことは実施すること。
- (3) 本役務により既設の施設に破損を与えた場合は、直ちに係官に報告するとともに請負者の責任において速やかに原形に復旧すること。
- (4) 作業場所及びその周辺での風紀・衛生・盗難・火気等については十分注意を払い、また常に整理整頓を行うと共に事故防止に努めること。(駐屯地内は全面禁煙です。)
- (5) 作業による車両、作業員、器材の出入等のため本作業場所及び周辺施設へ支障をきたすことのないよう十分に配慮するとともに係官と調整しその指示に従うこと。
- (6) 作業記録写真は、積込み前後、搬出、運搬等までの各工程状況及び部隊側の指示した事項についてカラー撮影し、サービス版各1枚を工事用アルバム(A4版)に整理の上提出する。  
 その他提出書類は、部隊側から指示されたものを速やかに提出すること。

役務件名	海田市 (R 8) 産業廃棄物処理	仕様書番号	2 / 2
<p>5 特記事項</p> <p>(1) 本役務は、請負者により海田市駐屯地内の指定する場所にある産業廃棄物を収集（積込）、運搬・処分を行うこと。</p> <p>(2) 産業廃棄物マニフェスト用紙については、請負業者が用意する。</p> <p>(3) 産業廃棄物管理票（以下マニフェストという。）については、廃棄物の収集後処分業者への運搬が完了した時点でB 2 票、処分終了時にD票、最終処分が終了した時点でE票をその都度提出するものとする。</p> <p>(4) 収集日については、係官と調整し実施すること。</p> <p>6 検査</p> <p>本作業終了後、マニフェスト等の提出をもって完了とする。</p>			